

【報告事項】(1)令和6年度WBCによる内部被ばく検査の実施状況について

令和6年度内部被ばく検査実施状況

WBC（ホールボディカウンタ）による内部被ばく検査実施状況につきまして、下記のとおり報告いたします。

ア 検査人数

単位（人）

年齢区分（※1）	対象者数（※1）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	令和6年度受検者数 (令和6年4月～令和6年11月)
10歳未満	18,163	7	3	376	275	96	443	385	424	2,009
10歳代	22,825	9	4	524	427	159	446	676	346	2,591
20歳代	24,390	17	4	6	2	5	1	4	2	41
30歳代	27,121	18	6	3	3	6	3	3	2	44
40歳以上	173,621	94	102	1	38	13	7	6	1	262
計	266,120	145	119	910	745	279	900	1,074	775	4,947
住登外		27	0	14	17	7	34	20	21	140
ひらた中央病院		0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	266,120	172	119	924	762	286	934	1,094	796	5,087

（※1）年齢区分の基準日は令和6年3月31日、対象者数は令和6年3月末の住民基本台帳人口です。

○学校巡回検査

市立・私立・国立小中学校、ふくしま支援学校、県立大笹生支援学校、福島大学附属特別支援学校 全70校

→ 令和6年11月末時点で61校実施、1校中止（学校の希望により）

児童・生徒数に対する受検率平均 → 67.7% 【参考】令和4年度受検率平均 77.9%

令和5年度受検率平均 73.9%

引き続き、残りの8校の検査を実施してまいります。

○地区巡回検査

5月・・・清水地区（令和6年5月13日～5月17日 清水学習センター：5日間）

受検者 62名 【参考】平成28年度 → 126名（11日間実施）

平成30年度 → 93名（ // ）

信陵地区（令和6年5月20日～5月24日 信陵学習センター：5日間）

受検者 45名 【参考】平成26年度 → 133名（11日間実施）

令和2年度 → 56名（ // ）

7～8月・・・飯野、立子山地区（令和6年7月22日～8月2日 飯野学習センター：土日を除く10日間）

受検者 50名 【参考】平成27年度 → 87名（17日間実施）
平成29年度 → 82名（ // ）
令和元年度 → 51名（11日間実施）

3月・・・吾妻地区（令和7年3月3日～3月7日 吾妻学習センターで実施予定）

【参考】平成26年度 → 600名（12日間実施）
平成27年度 → 56名（6日間実施）
平成29年度 → 153名（9日間実施）
令和元年度 → 84名（11日間実施）

北信地区（令和7年3月10日～3月14日 北信学習センターで実施予定）

【参考】平成30年度 → 107名（10日間実施）
令和2年度 → 115名（11日間実施）

○施設巡回検査

4月・・・清心荘（令和6年4月9日～4月11日 3日間）

受検者 62名 【参考】平成26年度 → 73名（4日間実施）
平成28年度 → 85名（5日間実施）
平成30年度 → 84名（3日間実施）

おおなみ学園（令和6年4月15日～4月17日 3日間）

受検者 48名 【参考】平成26年度 → 59名（3日間実施）
平成28年度 → 66名（4日間実施）
平成30年度 → 58名（5日間実施）

けやきの村（令和6年4月22日～4月26日 水を除く4日間）

受検者 32名 【参考】平成26年度 → 49名（4日間実施）
平成28年度 → 50名（5日間実施）
平成30年度 → 38名（ // ）

○委託検査機関

（公財）福島県労働保健センター、済生会春日診療所（川俣町）

令和6年11月末時点の受検者 50名 【参考】令和4年度受検者 122名
令和5年度受検者 95名

イ 小児用WBCの実施状況について

令和6年11月末時点の受検者 8名 【参考】令和4年度受検者 25名
令和5年度受検者 21名

ウ 検査結果

受検者全員が、予測実効線量1ミリシーベルト未満となっています。

エ 事後フォロー等の実施状況について

令和6年4月～11月の受検者数 5,087名 うち検出者 → 12名

検出者には概ね2～3ヶ月後に再検査の案内を送付し、数値が高いかたについては事後フォローを行っています。

①福島市内（森合町）在住 70代男性

令和6年5月13日、清水学習センターで内部被ばく検査を受検

Cs137 → 400Bq検出

検査結果の説明や普段の食事等の聞き取りを行うために架電したが、連絡が取れなかった。

文書により検出結果を伝えたが、折り返しの連絡はなく、再検査の受検も無い。

福島市健康管理検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 福島第一原子力発電所事故による放射能汚染を踏まえ、市民の健康不安の解消及び将来にわたる健康管理を目的として福島市が行う放射線に関する検査、健康診査等（以下「検査等」という。）について、専門的見地から広く助言等を得るため福島市健康管理検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 検査等の実施方法等の検討に関すること。
- (2) 検査等の検証及び検証後の対応に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか健康管理等に必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者等
- (2) 関係団体の代表から推薦を受けた者
- (3) 市職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部保健所保健総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、平成23年10月17日から施行する。
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。